

令和4年度 北区総合教育会議次第

令和4年7月27日（水）11時00分
北区役所第一庁舎4階 第2委員会室

1 開会

2 会議事項

(1) 議題 北区基本構想中間まとめについて

資料1

(2) 報告① 北区児童相談所等複合施設開設にむけての進捗状況について

資料2

報告② 北区教育・子ども大綱の改定について

(3) その他

3. 閉会

北区総合教育会議構成員名簿

北区長 花川 與惣太

北区教育委員会教育長 清正 浩 靖

北区教育委員会委員 本間 正 江

北区教育委員会委員 名島 啓 太

北区教育委員会委員 齋藤 邦 彦

北区教育委員会委員 阿良田 由 紀

北区教育委員会委員 長谷川 みどり

北区基本構想中間まとめ

東京都北区基本構想審議会

令和4年6月

目 次

(1)	新しい基本構想策定の背景と目的	1
(2)	基本構想の基本的な考え方	2
(3)	基本構想の理念	3
(4)	めざすべき将来像	4
(5)	将来像を実現するための基本目標	5
(6)	区政運営	11
(7)	基本構想の全体像	13

(1) 新しい基本構想策定の背景と目的

- 北区は、平成 11（1999）年に基本構想を策定し、21 世紀の北区を住みよい魅力あるまちにしていくために、「ともにづくり未来につなぐ ときめきのまち 一人と水と緑の美しいふるさと北区」を将来像に掲げ、区民とともに、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。
- その後 20 年以上が経過し、時代は「平成」から「令和」にかわり、わたしたちの生活や区政を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 今後の社会は、さらにテクノロジーが発展していくことが予想され、新たな技術を活用した価値の創造、サービスの展開は、わたしたちの暮らしを支え、生活に彩りを与えてくれるものと期待されます。
- その一方で、日本の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に入っています。
- 人口の減少や、少子高齢化に伴う人口構造の変化は、経済規模の縮小や財政圧迫につながり、雇用や労働環境をはじめとするわたしたちの生活への影響が予想されるほか、地域コミュニティの活力の低下なども懸念されています。
- また、地球温暖化に伴う気候変動の影響は、近年の台風の大型化や豪雨、酷暑などに顕著に表れてきており、脱炭素化に向けた実践的な取り組みや、今後いつ起きてもおかしくない首都直下地震への対応など、区民の安全と安心を守るための防災・減災対策に一刻の猶予も許されません。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、わたしたちのこれまでの生活様式や、価値観を大きく変化させるものとなりました。
- このような将来の予測が困難な時代においても、北区を将来にわたって持続可能なまちにするためには、現状の課題に対して将来を見据え、区民ニーズを的確に捉えた、区政運営を推進する必要があります。
- あわせて、区民とめざすべき将来像を共有し、連携・協働し、だれもが暮らしやすく、だれ一人取り残さない北区をつくり上げていくことが不可欠です。
- さまざまな課題を区民はもとより、北区で働き、学び、憩い、活動する人とともに乗り越え、北区への誇りと愛着を持つ人の輪を広げていきます。
- そして、将来にわたりすべての人が自分らしく輝くことができる、より一層住みよい魅力あるまちとなるよう、新たな基本構想を策定し、今後の北区がめざすべき姿を定めます。

(2) 基本構想の基本的な考え方

①基本構想の意義と役割

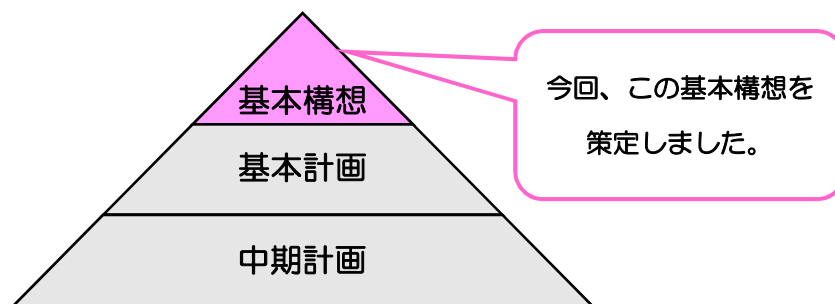
- 基本構想は、区民と区がともに達成すべき北区の将来の目標を明らかにするとともに、目標を達成するための基本的な考え方を示すものです。
- この構想は、区政の基本的指針であるだけでなく、国、都、その他の公共団体などが、北区に関連する計画の策定や事業の実施にあたって尊重すべきものです。
- また、区民の憲章ともいえるべきものであり、構想で示される目標などは、区民と区が連携・協働して達成することを前提としています。
- あわせて、この構想においての「区民」とは、北区に居住する人だけでなく、北区で働き、学び、憩い、活動する人、団体、事業者なども広く含むものとして位置付けます。

②将来人口の見通し

- 北区の総人口は、令和 4(2022)年時点で 351,278 人であり、平成 11(1999)年時点の 330,962 人と比較すると、6.1%増加しました。
- 人口の増加傾向は今後しばらく続き、令和 18(2036)年をピークに、減少に転じるものとみられます。
- 令和 22(2040)年時点の人口は、現在の人口規模と同程度となる見通しです。

③目標年次と推進のための計画

- 基本構想は、概ね 20 年後の長期的な北区の将来像を見据えることを目標として、令和 22(2040)年頃を目標年次とします。
- ただし、急激な社会・経済情勢などの変化に応じて、適時見直しを行うこととします。
- 基本構想は区の最上位の計画であり、基本構想の下に、基本計画（基本構想の実現に向け、個別目標ごとの施策を体系化したもの）、中期計画（計画期間内に区が取り組むべき事業を明らかにしたもの）を定めます。



(3) 基本構想の理念

- 基本構想の理念は、基本構想全体を貫く根本的な考え方です。
- 現基本構想で掲げた「平和と人権の尊重」「区民自治の実現」「環境共生都市の実現」の理念を受け継ぎつつ、時代の変化に対応した、以下3つの理念を新たに掲げます。

①平和と人権・多様性を尊重するまちづくり

- すべての区民は、平和な社会の中で、自由に自分らしく、いきいきと暮らし続けることができる権利が保障されなければなりません。
- また、すべての区民の人権が守られ、年齢や性別、性のあり方、障害の有無や国籍などにかかわらず、さまざまな個性が尊重され、いかなる差別を受けることなく、だれもが持てる能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要です。
- 北区は、平和を願い、平和を守り、互いの人権と個性を尊重し共生するまちをつくりまします。

②区民による主体的なまちづくり

- 北区の個性や地域固有の資源を活かし、北区らしい魅力的な地域づくりを進めるとともに、区民のニーズや課題にきめ細かく対応した生活環境の充実を図るためには、区民が主体的にまちづくりに取り組むことが必要です。
- 北区は、区民一人ひとりの主体性を尊重するとともに、活動の場へ円滑につなぐ仕組みを取り入れ、区民参画を促進し、地域への思いや新しい発想を着実に活かす区民本位のまちをつくりまします。

③持続的な発展が可能なまちづくり

- 将来にわたり安全・安心で、快適に暮らすことのできる北区を維持し、次世代へ継承していくことが必要です。
- そのためには、地域環境はもとより、地球環境の視点に加え、現世代のニーズだけでなく、未来志向の取組みを定着・展開することが求められます。
- 北区は、現在及び将来、経済、社会、環境の全ての面をバランスよく一体的に推進することで、だれもが暮らしやすく、だれ一人取り残さない持続的な発展が可能なまちをつくりまします。

(4) めざすべき将来像

- わたしたち北区の将来像は、この先北区がどのようなまちでありたいのか、将来の姿を示すものです。
- 現基本構想で掲げた考え方を踏まえて、新たな視点を加え、これからのまちづくりをすべての区民とともに進められるよう「めざすべき将来像」を定めます。

○ 将来像

ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち
北区

- わたしたちがめざす北区は、人やまちの多様なつながりの中で、人々が認めあい、支えあうことで、一人ひとりがのびのびと成長しあい、温もりに満ちたコミュニティが育まれるまちです。
- そして、そのコミュニティを土壌とした、活発な交流を通じて、まちに主体的にかかわりたいと思う人が増え、これまで培ってきた歴史や文化が大切にされるとともに、新たな価値が生み出され、にぎわいと活力にあふれているまちです。
- また、日々の暮らしを支える利便性と、安全・安心を支える都市ならではの機能が維持されるとともに、恵まれた水辺とみどりの自然環境を活かした、うるおいとやすらぎを享受でき、だれもが住みやすさや暮らしやすさを感じられるまちです。
- わたしたちは、北区に住み、働き、学び、憩い、活動するすべての人が自分らしく輝き、健やかで快適に暮らし続けられる、彩り豊かな人とまちが躍動する北区をめざします。

(5) 将来像を実現するための基本目標

○ 基本目標 1

多様なつながりが織りなす にぎわいと活力にあふれたまち

- 多様な個性を尊重し、人と人のつながりや交流を通して、産業、地域、文化に活気をもたらすことで、新たな価値が生まれるにぎわいと活力にあふれたまちをめざします。
- この目標達成に向けて、以下の取組みを進めていきます。

(人権・多文化共生・男女共同参画)

- 次の世代に平和で自由な社会を引き継いでいくために、将来を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民に、平和について考える機会の提供を通して、平和への意識を醸成します。
- また、年齢や性別、性のあり方、障害の有無や国籍など一人ひとりの個性を尊重し認めあい、だれもが自分らしく輝き、差別・偏見がなく、安心して暮らせるまちの実現に向けた取組みを推進します。
- 区民の国際感覚を養うとともに、都市が抱える共通の課題を解決につなげるために、地域からの国際交流・国際協力を進めます。

(地域振興)

- 多様な人が地域に参加しやすい仕組みづくりを推進するとともに、地域の担い手となる主体同士の連携を促進します。
- また、年齢や国籍などに関係なく、集い、支えあい、安心できるよう、地域活動のための環境づくりを推進・支援します。

(産業振興)

- 地域活力の源泉である区内産業の活性化を図るため、既存産業の持続的な発展や個店、商店街などの新たな魅力づくりの支援に加えて、創業しやすい環境を整備します。
- また、だれもが自らの能力を発揮できるよう、ライフステージやライフスタイルにあわせた、働きやすい環境づくりを支援します。
- さらに、区民の主体的な消費生活を支援するとともに、人や社会、地域、環境に配慮した持続可能な消費行動の定着を促進します。

(地域文化・生涯学習・スポーツ)

- だれもが生涯にわたって学び、文化芸術に触れ、スポーツを楽しむことができるよう、活動の機会の充実や環境の確保に努めることで、北区ゆかりの文化芸術の継承や発展につなげていくとともに、スポーツ活動などの活性化を図ります。
- そして、いきいきと活動できる環境の中で、学びを地域へ還元できる仕組みを整えます。

(観光・シティプロモーション)

- 人と人との交流の輪をさらに広げ、新たな魅力の創出や魅力の発信を促進します。
- そして、人々の区への関心を深め「来たい、かかわりたい、住みたいまち」北区をめざした取組みを推進します。
- また、北区への誇りと愛着を育むとともに、地域をよりよくするために、主体的に自らかかわるシビックプライドを持つ人が増える環境を整備します。

○ 基本目標 2

世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き
健やかに暮らせるまち

- 世代を超えて、認めあい、支えあうことで、ともに成長し、一人ひとりが自分らしく輝き、いきいきと健やかに暮せるまちをめざします。
- この目標達成に向けて、以下の取組みを進めていきます。

(子ども・家庭)

- すべての子どもの権利を尊重し、子どもが未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長することができるよう、子どもの目線に立った支援体制をまち全体でつくり上げます。
- また、だれもが安心して充実した子育てができるよう、それぞれの家庭状況に寄り添った支援を推進します。

(学校教育)

- 新しい時代の学びに対応した良好な教育環境を整えるとともに、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することで、子どもたちが自ら未来を切り拓く力を育みます。
- また、学校・家庭・地域の連携・協働を推進することにより、地域全体で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長を支えます。

(健康・医療)

- 区民一人ひとりが、日々、心身ともに健やかな生活をおくり、安心して医療が受けられるよう、健康の増進に向けた取組みを充実するとともに、感染症予防への対策も講じながら、地域で必要とされる質の高い医療提供体制を整えます。

(高齢・介護)

- いくつになっても、住み慣れた地域で、自分らしくいきがいをもって暮らすことができるよう、地域の中で、人と人がつながり、支えあい、活躍できる環境の充実をめざした取組みを推進します。

(障害)

- 障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で暮らし、だれもが自分らしく輝ける生活をおくれるよう、ともに支えあえる環境の充実を図ります。

(権利擁護・生活支援)

- まわりの人が気づきにくい悩みを抱える人が、孤立せず、適切な支援へつながるよう、関連する機関のそれぞれの強みを活かした、一人ひとりにあったきめ細かで重層的な支援体制の仕組みを整えます。

○ 基本目標3

安全・安心で 快適に暮らし続けられる 人と自然が調和したまち

- 災害への強さとしなやかさを備え、だれもが安全に、安心して快適に暮らし続けられる、みどり豊かで、うるおいのある人と自然が調和したまちをめざします。
- この目標達成に向けて、以下の取組みを進めていきます。

(防災・防犯)

- 災害時においても都市機能を維持し、区民の命を守る災害に強い都市基盤の整備などを推進するとともに、地域と一体となった災害から身を守る取組みを強化し、地域の防災力を向上します。
- また、犯罪を起こさせない安心して暮らすことができるまちをめざし、防犯環境の整備や防犯意識の向上を図り、防犯対策を強化します。

(都市計画)

- 都市機能の計画的な更新・集約化や利用者に配慮した快適な移動環境など、地域の特性に応じ、だれもが住み続けられるまちづくりを推進します。
- あわせて、自然・文化・歴史などの地域資源を活かした回遊性のある美しいまちの形成を図ります。

(道路・交通)

- 区内外への円滑な移動を実現する、体系的な道路ネットワークの構築を進めるとともに、安全で快適な交通空間の形成を図ります。
- また、鉄道駅などの各拠点における交通結節機能の向上を図りながら、だれもが行きたい場所へ容易に移動できるまちの実現に向けた取組みを推進します。

(住宅・公園河川)

- だれもが安心して快適に、安全に住み続けることができる良質な住まいの確保を図ります。
- また、地域資源を活かした住環境の形成とともに、人々の交流や暮らしの豊かさをもたらす北区ならではの魅力ある公園・水辺空間づくりを推進します。

(環境共生・環境保全・資源循環)

- 環境負荷の少ない社会への転換を推し進め、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現に努めます。
- また、将来にわたって区の豊かな自然を保全するとともに、衛生的で美しいまちを維持し、快適な生活環境の確保を図ります。

(6) 区政運営

- 基本構想を実現するために
- この基本構想の将来像「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」を着実に実現していくために、以下に基づき、今後の区政運営を進めていきます。

①区民との連携・協働の推進

- 地域課題の解決やまちの活性化のため、北区に居住する人、北区にかかわる人、団体、事業者などが、それぞれの持つ強みや特色を活かした協働・公民連携の取組みを進めます。
- あわせて、わかりやすい区政情報の公開や政策形成過程の透明性を確保し、区政のさまざまな場面で、区民参画の機会を拡大します。
- さらに、地域の活性化と相互の発展をめざし、友好都市をはじめ他自治体との交流を促進するとともに、周辺自治体や特別区、東京都、国とのさらなる連携・協力を推進することで、広域的な課題の解決に努めます。

②未来につなぐ持続可能な行財政運営

- 人口構造及び世帯構成の変化や、多様化・複雑化する行政需要への確に対応するために、安定的な財政基盤を確立するとともに、環境への負荷を最小限に抑えつつ、限られた資源を最大限活用した効率的・効果的な行財政運営をさらに推し進めます。
- そして、公共施設をはじめとする区が保有する財産の管理運営及び活用にあたっては、費用対効果はもとより、長期的な人口構造の変化も見据え、より経営的な視点をもって計画的に取り組めます。
- あわせて、特別区が連携し、さらなる自治権の拡充に努め、区民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たしていきます。

③区民から信頼される職員の育成・確保と柔軟な執行体制

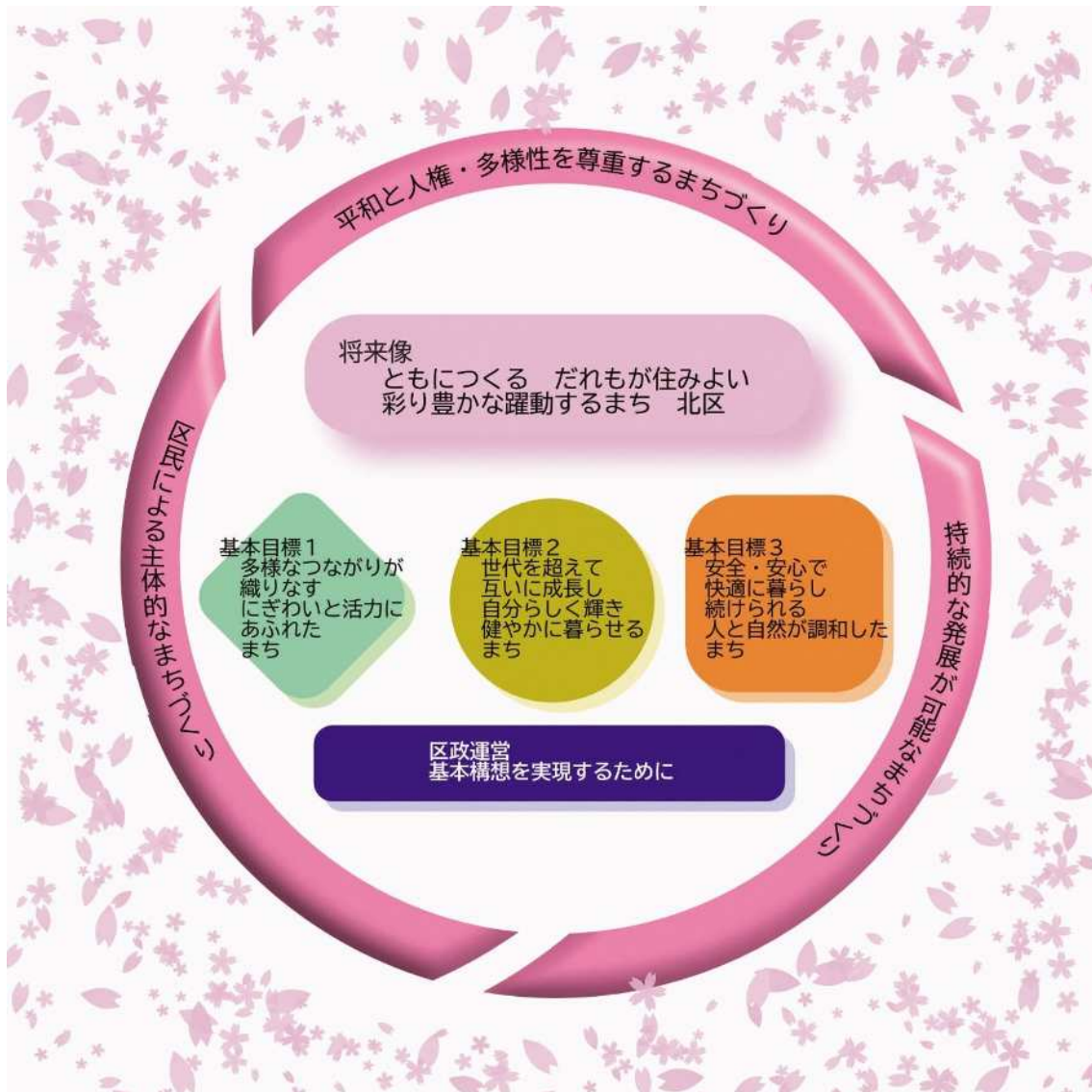
- 職員一人ひとりが、区の将来像を実現するための担い手として、高いプロ意識を持ち、区民ニーズや地域課題の解決のため、困難な状況においても、創意工夫により、主体的に行政課題に取り組めます。
- また、区民との協働・公民連携により課題の解決に導くことができる職員を育成・確保するとともに、外部人材も活用します。

- あわせて、激しい社会の変化にあっても、複雑化・多様化する新たな課題に対応するための執行体制を整備するほか、各組織・職員が有機的に連携して対応します。
- さらに、区民の生命や身体、財産などの安全を守るため、大規模災害やパンデミックなど、さまざまな緊急事態への即応体制をさらに強化するとともに、危機の発生から収束後までの危機管理対応に万全を期します。

④デジタル化による利便性の高い行政サービスの提供

- インターネット、オンライン手続きやAI、自動運転技術の進展などデジタル化やテクノロジーを最大限に活用した区政を推進し、必要な人に必要なサービスを迅速に提供することにより、区民の利便性の向上や豊かな暮らしの実現を図ります。
- また、だれもがデジタル化の恩恵を享受できるデジタル社会の構築を、国・東京都・事業者などとも連携しながら進めます。

(7) 基本構想の全体像



総合教育会議資料
 令和4年7月27日
 北区子ども未来部副参事
 (児童相談所開設準備担当)

北区児童相談所等複合施設開設にむけての進捗状況

1 これまでの経過等

- 平成28年6月 児童福祉法改正
- 平成30年12月 旧赤羽台東小学校施設跡地の利活用計画策定
- 令和2年7月 児童相談所等複合施設基本構想策定
- 令和3年12月 児童相談所等複合施設基本計画策定

2 令和4年度の進捗

- 基本計画住民説明会の実施 (5/12、5/26)
- 基本設計・実施設計着手(令和4年5月事業者との契約締結)
- 運営指針着手(各相談機能の連携や組織等の検討)
- 人材育成のための先行区等への派遣
(児童福祉10名、児童心理4名、一時保護所1名計15名)

3 今後の予定

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
施設整備	基本計画	基本設計・実施設計		建設工事		● 複合施設開設
解体工事	解体工事					
体制・組織	検討	運営指針	マニュアル等作成			● 児童相談所及び一時保護所開設
人材の確保・育成	採用・派遣・研修等					ケース
児童相談所設置市の事務	組織・人員の検討					事務引継
国及び東京都との協議			【都】 開設計画書協議	【国】 事前協議	【国】 政令指定要請	

※今後の検討状況により、スケジュールが変更になる場合があります。